

令和4年5月23日

神崎市教育委員会

新型コロナウイルス感染症予防対策について（通知）
～ マスク着用と窓の換気について ～

- 1 登下校時のマスク着用について
 - ・ 熱中症が心配される高温・多湿の時期については、登下校中、マスクを着用する必要はない。
 - ・ マスクを着用させるより登下校時は、前後の間隔を取ることや不要なおしゃべりを控えるように指導する。
 - ・ 特に小学生は、登校班で登校するときは前後の間隔が開いているので、交通事故に注意するように指導する。
 - ・ 必要に応じて水分補給をするように指導する。
 - 2 体育の授業時のマスク着用について
 - ・ 屋外での活動は、マスクの着用は必要ない。ただし、児童生徒間の距離を十分に取るよう併せて指導する。
 - ・ 体育館等の屋内での活動は、換気を適切に実施しており、かつ、児童生徒間の距離を十分に取っている場合は、マスクの着用は必要ない。
 - 3 その他の授業時のマスク着用について
 - ・ 教室での授業中は、児童生徒間の距離がとれないので、原則マスク着用である。
 - ・ 熱中症が心配される場合は、教室の換気をしっかり実施し、マスクを取る等、状況に応じた対応も必要である。
 - 4 窓の換気について
 - ・ 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。
 - ・ 授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、休み時間には必ず換気を実施する。（できるだけ30分に1回は、5分以上換気を行う。）
 - ・ エアコンの使用時においては、必ず窓を開ける必要はありませんが、休み時間には必ず換気を実施する。
 - ・ エアコンの使用時の換気については、1回1回スイッチを切る必要はない。（換気のため窓を開けているときは、必ず設定温度を高くする。）
 - ・ エアコンの使用については、神崎市の『神崎市立小・中学校空調設備使用について』指針に沿って使用する。
 - ・ 換気だけでは不十分であるので、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
 - 5 『3つの密』が同時に発生しないようにすることはもちろんだが、一つ一つの条件が発生しないように努めることが必要である。
- ※ 最近の感染状況を考えると、マスク着用の徹底をお願いします。（登下校時や体育の授業時等については上記の通りとする。）